

今後の野生イノシシ豚熱・アフリカ豚熱対策の対応方向

令和 6 年 3 月

消費・安全局 動物衛生課

1 豚熱発生からの対策状況について

- (1) 平成 30 年 9 月、我が国において 26 年ぶりに豚熱が発生し、野生イノシシへの感染も確認されたため、野生イノシシを介した豚熱ウイルスの拡散防止対策を開始した。具体的な対策としては、①サーベイランスによる野生イノシシにおける豚熱浸潤状況の把握、②捕獲強化による野生イノシシの減数対策、さらに、平成 31 年 3 月からは、EU 等における取組を参考に、我が国初めての取組として岐阜県及び愛知県の 2 県で③野生イノシシ豚熱経口ワクチン（経口ワクチン）の散布を開始した。
- (2) 野生イノシシにおける豚熱の新規感染確認県は、平成 30 年度に 2 県、令和元年度に 10 県、令和 2 年度に 12 県、令和 3 年度に 3 県、令和 4 年度には 7 県、令和 5 年度には 1 県となっており、現在までに計 35 都府県で豚熱感染の野生イノシシが確認されている。経口ワクチンについては、散布開始から令和 6 年 3 月 15 日時点で本州、四国地方の 38 都府県において散布している。
- (3) 九州初の豚熱が、佐賀県の飼養豚において確認（野生イノシシよりも先に飼養豚で発生が確認された）。九州各県においては、野生イノシシの検査強化を行い、通常の 2 倍ペースで検査を実施したが、令和 6 年 3 月 15 日時点で陽性事例は確認されていない。

陽性イノシシ確認県（35 県：確認順）

岐阜県、愛知県、三重県、福井県、長野県、富山県、石川県、滋賀県、埼玉県、群馬県、静岡県、山梨県、新潟県、京都府、神奈川県、茨城県、東京都、福島県、奈良県、大阪府、和歌山県、栃木県、山形県、兵庫県、宮城県、山口県、広島県、岩手県、島根県、徳島県、秋田県、高知県、香川県、鳥取県、岡山県

経口ワクチン散布県（38 県：散布順）

岐阜県、愛知県、三重県、福井県、長野県、富山県、石川県、静岡県、滋賀県、群馬県、埼玉県、栃木県、神奈川県、茨城県、山梨県、京都府、新潟県、東京都、奈良県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、宮城県、福島県、岡山県、山形県、山口県、秋田県、徳島県、香川県、島根県、高知県、岩手県、広島県、愛媛県、青森県、千葉県

2 野生イノシシにおける豚熱・アフリカ豚熱対策の現状について

(1) サーベイランス【豚熱・アフリカ豚熱】

平成 30 年 9 月から野生イノシシにおける豚熱のサーベイランスを開始し、令和 6 年 2 月末現在までに全国で死亡イノシシを約 4,300 頭検査し約 1,700 頭の陽性、捕獲イノシシを約 105,800 頭検査し約 5,360 頭の陽性を確認している。

一部の県においてサーベイランス検査数が十分ではなく、野生イノシシにおける豚熱の正確な浸潤状況が把握できていなかったことを踏まえ、年間のサーベイランス目標数である 299 頭に対して、検査数が不十分な県を中心に今後のサーベイランス強化に向けた猟友会関係者を交えた意見交換等を実施してきた。令和 6 年 3 月時点では令和 3 年 9 月時点と比較し、年間 299 頭以上に達している県が 17 県から 35 県に増加した。感染確認後、時間が経過し対策が進んだ都府県では感染状況の改善傾向がみられるが、一部の地域において感染の増加が確認されている。陽性率が低下した地域であっても、引き続き感染状況について注視し、分析を進めていく必要がある。

豚熱・アフリカ豚熱を同時に検出できるリアルタイム PCR 検査法の導入、豚熱検査陽性の際に、野外株とワクチン株を各県で鑑別を行うことができるリアルタイム PCR 検査法の導入を行い、都府県・動物衛生研究部門の負担軽減を行ってきた。加えて、新たな前処理方法の導入により、血液や溶血度の高い血清等対応に苦慮していた検体にも適用が可能となった。更に、特に感染のリスクが高い死体については、その腐敗度によっては検査が難しかったことから、より腐敗速度が遅く、より簡便に検査を実施できる耳介についても検査の対象とした。

ジビエ利用の地域拡大、感染の増加等に的確に対応し、適切にサーベイランスを行うため、ジビエ利用の手引きを令和 5 年 4 月 3 日に改正した。併せて、野生イノシシの検査における家畜保健衛生所の負担軽減、ジビエ利用の手引きの改正とそれによる検査数増加に的確に対応するため、外部検査施設の要件を改正した。動衛研並びに栃木県、茨城県及び兵庫県協力の元、外部検査の検査機関の認定やサンプル送付に当たっての技術的検討・整理を行ったうえで、全国から広く検査を受け入れる外部検査業者を都府県に紹介した。

(2) 捕獲の強化【豚熱・アフリカ豚熱】

北海道を除く 46 都府県において、養豚場の周辺やイノシシの移動抑制に重要な地域を捕獲重点エリアに設定し、捕獲強化を図っている。令和 4 年度の集計では、約 59 万頭の野生イノシシを捕獲・狩猟(令和 5 年 8 月 30 日時点)している。

(3) 経口ワクチン【豚熱】

経口ワクチンの散布を当初から実施している中部地方においては、豚熱感染確認イノシシ頭数についてピーク時から大幅な減少が確認された。野外ウイルスとワクチンによる免疫の区別はできないが、このように感染が低下している状況においても、変動はあるものの免疫獲得イノシシの存在が継続的に確認されている。その他地域においても、ワクチン散布地域の野生イノシシにおいて、免疫獲得動物の割合の増加が確認されていることから、経口ワクチンは野外において一定の効果を有することが考えられた。

養豚場への感染リスクの低減を優先する散布方法や山口県での緊急的なワクチン散布を受けて、これらの考え方を具体的に示した、当検討会（第 3 回、第 4 回）での検

討を経て経口ワクチン野外散布指針に反映した（令和5年3月31日改正）。

九州の野生イノシシにおいて、豚熱陽性が確認された時に備えて、迅速にワクチン散布等の対策が実施できるよう、散布の枠組となる県協議会が令和5年12月までに各県で設置された。令和5年7月には宮崎県、11月には佐賀県においてワクチン散布演習が実施され、専門家と共にワクチン散布手法の指導を実施した。本取組には、隣接県の畜産部局担当者も同席し、広域的な取り組みとなった。

（4）対策に係る連携・周知等の推進【豚熱・アフリカ豚熱】

野生イノシシの豚熱の検査結果については、web上で生産者や捕獲・狩猟従事者が確認したい地点周辺の検査状況を自ら確認できる地図情報を公開している。

登山者等の山林に立ち入る者に対して、農場関係者以外の者がみだりに農場に立ち入らないこと、野生イノシシの餌となる残飯ごみを放置しないこと、下山時や帰宅時には靴の履き替えや洗浄・消毒を実施すること等について、イベントへの出展、高速道路サービスエリア・パーキングエリアやホテルでのデジタルサイネージ広告の実施、多言語小冊子・ポスターの掲示・配布、ナッジ手法を導入した動画広告の実施により周知を進めた。農林水産省日本語ホームページで案内している消費者への情報提供と対策の協力依頼について英語版も公開した。令和4年度に実施したナッジ手法を活用した野生動物対策の検証を発展させ、高尾山において、理解度の収集・分析及び情報発信の強化を行うイベントを実施した。

捕獲・狩猟従事者に対して、交差汚染防止対策の周知のため、映像資材や漫画資材の都府県等への配布を行った。映像資料については動画サイトにもアップロードされ、容易に確認できるようになっている。

これらの取組以外にも、都府県等と連携し、様々な機会において対策に関する発信を行い、対策の強化を推進した。

（5）野生イノシシのアフリカ豚熱感染確認時の対応具体化【アフリカ豚熱】

令和3年11月24日の農林水産省豚熱・アフリカ豚熱対策本部会議において、アフリカ豚熱対策の野生イノシシ対策として特に死体対策の具体化が求められた。これを受け農林水産省主催で、つくば市の協力を得て、同年12月28日に筑波山で実地演習・意見交換会を開催。課題を洗い出し、死体の処理における制度的整理（関係5局庁長通知：令和4年3月31日）等の体制整備・連携強化を進めてきた。

昨年度より検討を行ってきた「野生いのししにおけるアフリカ豚熱の浸潤状況の的確な把握と感染拡大防止の基本方針」については、本検討会での議論も踏まえ、今年度中に策定する。

また、これらに並行して農林水産省、希望各県において、野生イノシシにおける感染確認時の対応について机上や実地による演習を実施した。

3 今後の野生イノシシにおける豚熱・アフリカ豚熱対策について

(1) サーベイランス【豚熱・アフリカ豚熱】

飼養豚へのワクチン接種や野生イノシシへの経口ワクチン散布等、戦略的・緊急的な対策を実施するためにも、検査が不十分な県について、検査を増加させる。また、全国的な検査体制の強化を踏まえ、引き続き、検査における質的な面の強化を進める必要がある（年間を通じた検査頭数の安定的確保、検査対象地域の偏りの是正等）。

リアルタイム PCR による検査の導入、死体における検査の促進を行い、アフリカ豚熱の監視体制の強化を推進する。引き続き、都府県を含む関係者との意見交換等を通じて、検査現場での問題・要望を把握し、必要な検査手法の改良を農研機構動物衛生研究部門等の協力を得て推進し、速やかに現場に反映させる。

(2) 捕獲の強化【豚熱・アフリカ豚熱】

環境省や都府県、猟友会等、関係機関と連携し、引き続き捕獲の強化を図る。

豚熱感染確認区域の野生イノシシのジビエ利用要件をまとめたジビエ利用の手引き（令和5年4月に改正）に基づく検査対応を推進し、豚熱陰性が確認された個体の適切な利用に向けた取組を推進する。

(3) 経口ワクチン【豚熱】

経口ワクチンについては、養豚場等への感染リスクの低減を目的とした散布方法について具体化した経口ワクチン野外散布指針（令和5年3月に改正）に基づく散布を進める。

開発中の国産イノシシ用豚熱経口ワクチンの早期の現場実装に向けて、散布方法の検討や体制整備についても検討を進める必要があり、来年度増産加速化対策事業を実施するとともに経口ワクチン野外散布指針の改定等を行う。

(4) 対策に係る連携・周知等の推進【豚熱・アフリカ豚熱】

引き続き、省庁間連携の強化を進めるとともに、都府県と連携して、野生イノシシの捕獲・狩猟従事者へ映像資材や漫画資材の活用により、交差汚染防止対策の周知を行う。

また、登山者等の山林に立ち入る一般の住民を対象とした対策として、交差汚染防止対策の周知・理解醸成にとどまらず、行動変容も視野に入れ、情報発信の強化等の取組を進める。

(5) 野生イノシシのアフリカ豚熱感染確認時の対応具体化【アフリカ豚熱】

我が国の野生イノシシ群にアフリカ豚熱が侵入した場合における防疫措置の具体化のため、防疫指針に基づく「基本方針」を策定し、令和6年度以降こちらに基づき各県における防疫対応の具体化、防疫計画の策定に向けた取組を支援する。

これらに並行して、アフリカ豚熱対策のための防疫体制の強化のため、令和5年度から都道府県における防疫演習を開始したところであり、今後、北海道を除く全ての都府県での感染確認時に備えた演習を早期に実施する。

また、レギュラトリーサイエンス事業により、農研機構畜産研究部門及び動物衛生研究部門と協力し、野生イノシシの適正な死体処理方法に関する科学的検証を併せて進めていく。